

平成二十五年九月六日

第十七回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

| | | |
|----|--------|----|
| 1. | 開 会 | 1 |
| 2. | 委員紹介 | 2 |
| 3. | 市場長挨拶 | 3 |
| 4. | 議 事 | 4 |
| | 一・審議事項 | 4 |
| 5. | 報告事項 | 14 |
| 6. | 閉 会 | 17 |

日時 平成二十五年九月六日（金）

午後一時三十分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階

特別会議室A

出席者

会長 大矢 實

元東京都中央卸売市場長

委員 伊藤 淳一

東京魚市場卸組合連合会会長

伊藤 裕康

東京都水産物卸売業者協会会長

伊野瀬 十三

東京都生活協同組合連合会会長理事

小川 一夫

東京食肉市場株式会社代表取締役社長

神田 秀次郎

東京都水産物小売り団体連合会会長

腰塚 源一

東京食肉市場卸商協同組合理事長

小松 久子

東京都議會議員

佐藤 恭脩

東京都食肉事業協同組合理事長

武井 喜一

東京中央市場青果卸売会社協会副会長

谷内 昌二

東京都花き振興協議会会長

寺田 佳正

公認会計士

長岡 英典

一般社団法人大日本水産会常務理事

中野 三千代

東京都地域婦人団体連盟理事

幹

事

// 中山 ひろゆき

東京都議会議員

// 野本 要二

東京都青果物商業協働組合理事長

// 羽根川 信

築地市場労組従組連絡協議会副議長

// 兵頭 美代子

主婦連合会監査

// 藤島 廣二

東京農業大学教授

// 細川 允史

卸売市場政策研究所代表

// 宮本 浩章

東京青果卸売組合連合会会長

// 吉田 圭太朗

京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会

// 塚本 直之

中央卸売市場長

// 坂巻 政一郎

中央卸売市場管理部長

// 日浦 憲造

中央卸売市場市場政策担当部長

// 飯田 一哉

中央卸売市場財政調整担当部長

// 野口 一紀

中央卸売市場事業部長

// 高木 良明

中央卸売市場移転支援担当部長

// 加藤 仁

中央卸売市場新市場事業計画担当部長

// 中村 憲久

福祉保健局市場衛生検査所長

// 古川 浩二

管理部総務課長

// 小野 由紀

管理部市場政策課長

// 石井 浩二

管理部財務課長

// 望月 博二

管理部広報・組織担当課長

書

記

// // // // //

北 池 山 松 井
島 田 崎 田 上
隆 憲 浩 健 正
明 明 次 紀

新市場整備部管理課長
事業部移転・経営支援担当課長
事業部施設課長
事業部業務課長
管理部食肉事業推進担当課長

第十七回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

1 開 会

○司会（松田） お待たせいたしました。定刻一時三十分になりましたので、ただいまより第十七回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催いたします。

本日、委員の皆様方につきましては、ご多用中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上のご出席によって成立することとなっております。ただいま委員の定数は二十八名でございますけれども、二十一名の方にご出席をいただいております。従いまして、定足数を超過しております、本協議会は有効に成立しております。ご報告申し上げます。

なお、本日六名の方からあらかじめ欠席のお申し出をいただいております。欠席は、磯村信夫委員、小池潔委員、長岡英典委員、野上ゆきえ委員、野崎和美委員、そして山崎一輝委員でございます。このうち野上委員、山崎委員、両委員につきましては、東京都議会によるオリンピック・パラリンピック招致活動といたしまして、I O C 総会が開かれますブエノスアイレス市に派遣されているとのごことでございます。

また、鈴木あきまさ委員につきましては、若干遅れるとのご連絡をいただいております。

次に、お手元配付の資料の確認をさせていただきます。順番でございますけれども、本日の協議会の次第、協議会委員の名簿、座席表、そして諮問文の写し、そして審議事項、そして報告事項、それぞれの資料でございます。

なお、諮問文の正本につきましては大矢会長の席に置かせていただいております。

お手元がない場合、この場でお申し出いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上の確認をさせていただきました。

それでは、この後の進行につきましては、本協議会の会長でございます大矢会長にお願いをしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

2 委員紹介

○大矢会長 皆さん、こんにちは。運営協議会の会長職を承っております大矢です。

本日は、委員の皆様方には、ご多用のところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから第十七回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開会いたします。

都知事から付議されました諮問内容についての審議でございます。委員の皆様方には、円滑な進行についてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに、新しく就任をされました委員の方々をご紹介させていただきます。前回の協議会以降に委員に就任された方々です。

伊藤淳一委員でございます。

神田秀次郎委員でございます。

小松久子委員でございます。

鈴木あきまさ委員でございます。

谷内昌二委員でございます。

中山ひろゆき委員でございます。

また、本日は欠席でございますが、野上ゆきえ委員、野崎和美委員を含めまして8名の方々が新任の委員となられました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様方につきましては、恐縮でございますが、お手元に配付してございます委員名簿によってご紹介にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付してございます協議会の次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

3 市場長挨拶

○大矢会長　まず、議事に先立ちまして、塚本市場長からご挨拶を頂戴いたします。よろしく申し上げます。

○塚本市場長　東京都中央卸売市場長の塚本でございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方、大変お忙しい中、第十七回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日も審議いただきます内容といたしましては、東京都中央卸売市場の平成二十六年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。この中央卸売市場の臨時休業日及び臨時開場日につきましては、卸売市場で業務を行う皆様や卸売市場を利用する皆様にとっては、営業や消費生活に大変大きく影響する非常に重要な課題でございます。検討に当たりましては、流通環境、経営状況、労働環境等、さまざまな角度から関係の皆様方と協

議を重ねてまいりました。また、東京市場の影響を受ける各地の開設者とも意見交換を行い、本日諮問案として提出させていただいております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○大矢会長 塚本市場長、ありがとうございました。

なお、映像、写真撮影につきましては、先ほどもご連絡がありました。ここまでとさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

4 議事

一・審議事項 平成二十六年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

○大矢会長 それでは、審議を始めたいと思います。

平成二十六年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、花き部、食肉部、水産物部・青果部の案が提案されています。

まず初めに、花き部につきまして事務局の説明を求めます。よろしくお願ひします。

○野口幹事 事業部長の野口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから内容についてご説明をさせていただきます。

まず、花き部の説明に入ります前に、お手元配付の「審議事項」と記された資料の七ページでございますけれども、こちらに市場条例の抜粋がございます。こちらのほうをご覧いただきたいと思ひます。

この臨時休業日、臨時開場日の設定の根拠についてでございますが、中ほどに、第七条「市場休業日」が定めら

れております。また、その一番下の第二項でございませうけれども、ここで、知事は、前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等、そういったものを考慮いたしまして、臨時に休業日または臨時の開場日を定めることができるかとされております。そこで、市場業務の実態に即したことになるよう、事前に各業界の方々と協議、調整を行った上で、本日、案をお諮りするものでございます。

では、花き部についてご説明いたします。

お手数ですが、同じ資料のページをごらんいただきたいと思っております。花き部の案につきましては、花き部がございませう北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場で構成されます東京都花き振興協議会が取りまとめたものをもとにして提案をしております。

第一のところにありますように、設定の考え方でございますが、臨時休業日につきましては、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定をしております。また、臨時開場日につきましては、毎週、切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土の各曜日に分かれてございまして、出荷調整が困難な花きの特性を考慮いたしまして、大方の国民の祝日を臨時開場日に充てるほか、松、千両の取引を行います十二月の日曜を開場としております。

この考え方に基つきまして、第二の平成二十六年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、一月五日、八月十六日、十二月二十八日、十二月三十日を全市場共通とした上で、個別には北足立市場が二日間、大田市場が一日、鉢物の取り扱いが少ない板橋市場が毎週木曜など五十三日間、葛西市場が十日間、世田谷市場が一日と、各市場の特性に基づいて設定をしております。

また、臨時開場日につきましては、一月四日をはじめ十七日間を共通としており、そのうち一番下の注書きにございませうように、十二月七日が松市、十二月十四日が千両市としております。

次ページにはカレンダーをお示ししてございまして、今申し上げます内容の詳細を掲載してございませう。

花き部の説明については以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。花き部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。ありませんか。

それでは、ないようですので、この案で了解をさせていただきたいと思えます。

（「異議なし」の声あり）

○大矢会長　次に、食肉部の案につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○野口幹事　続いて食肉部でございますが、資料の三ページをご覧いただきたいと思えます。食肉部につきましては、

食肉市場の取引業務運営協議会が取りまとめたものをもとにして提案をしております。

第一の設定の考え方でございますが、臨時休業日につきましては四週八休を基本に、需要が増えます十二月を除いて原則として毎週土曜に設定をしております。また、八月に夏休みを設けることに加えまして、一月五日が条例場の開場日に当たる日曜となるため、これを臨時休業日としております。臨時開場日につきましては、五月の四連休を避けるため、そして、十二月の需要増に対応するために設定をしております。

この考え方に基つきまして、第二の平成二十六年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、十二月の各土曜を除く一月五日と毎週土曜、夏休みの八月十五日で、合わせて四十八日間としております。また、臨時開場日につきましては、五月三日と十二月二十三日の二日間としております。

同様に次ページにはカレンダーをお示ししております、今申し上げます内容の詳細を掲載しております。

食肉部の説明は以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。食肉部についての説明が終わりました。何かご意見、ご質問等がございましたらよろしく申し上げます。

ないようでございますので、この案をもって決定させていただくことで決めたいと思えます。よろしいですね。

（「異議なし」の声あり）

○大矢会長　引き続きまして、水産物部及び青果部につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○野口幹事　水産物部と青果部でございます。資料の五ページをご覧いただきたいと思えます。

第一の設定の考え方でございますが、臨時休業日につきましては四週六休を基本に、原則として毎月第二番目と第四番目の水曜に設定をして、一月から四月は水曜にさらに一回、六月は全ての水曜に設定しております。そのうち三月五日と四月十六日の二日間は青果部のみ臨時休業日としております。そのほかに夏休みを八月十五日、十六日としております。また、臨時開場日につきましては、五月の四連休を避けるため五月六日を開場日としております。

この考え方をもとに、第二の平成二十六年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、水産物部と青果部の共通のものが二十七日間、これに加えまして、青果部のみが二日間となります。また、臨時開場日は五月六日の一日となります。

同様に、次ページにはカレンダーをお示ししまして、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。よろしくお願いたします。

○大矢会長　ありがとうございます。水産物部及び青果部についての説明は終わりました。何かご質問、ご意見等がございましたら。

○武井委員　青果部の卸売会社を代表しまして、ただいまのご提案に対しまして一言発言をさせていただきます。ます。

本案の内容にしましては、水曜休市、また年間の営業日数等の一部に我々は不満を抱いております。しかしながら、東京都におかれましては、四回にわたる調整会議を開催させていただきました。その上、限られた日程の中で私どもの意見等も調整していただき、そして、取りまとめをいただいたものでございますから、本案に対しましては賛成を申し上げます。

以上です。

○羽根川委員　築地市場労組連絡協議会の羽根川と申します。

ただいま野口事業部長のほうから、来年度の休開市についての提案があったんですが、今も話があったとおり、この間、四回の調整会議を持ってきょうの提案になっていると思うんですが、四回の調整会議の内容の説明が十分されていないので、どんな内容で調整会議が進められたのかあまりわからないと思うんです。調整会議の中でまず大きな問題になったのは、片肺営業についてどうするのかということ、片肺営業については、資料の八ページにもあるとおり、全国中央卸売市場協会の臨時休開市日の設定についてという設定方針があって、基本的にはその設定方針に基づいて休開市の日程を決める。

今回調整会議でまず問題になったのは、今年は片肺営業が三日、今日の提案では、片肺営業が二日ということで、一日縮まったことは縮まった。この片肺営業をどうするかということについては、昨年の第十六回の取引業務運営協議会でも論議されてきているわけですが、全中協の方針によれば、まず六番目、七番目に、青果部と水産物部の臨時休開市日の統一、臨時休開市日の全国统一ということ、できる限り水産物、青果、両方ともある総合市場については統一するべきだと。努力方向として全国统一もあわせて進めていくべきだと。それが基本方針なわけです。

しかし、去年の調整会議もそうでしたし、今年の調整会議でもそうでしたが、全中協の設定方針の捉え方、位置づけが大分食い違っている。今年で言えば、関西地区は水産・青果を統一して実施されている。昨年はそうではなかったんですが、今年については統一して実施される。関東地区は、今年は三日の片肺営業が行われている。去年の運営協議会では、その片肺営業について、全中協の方針に基づいてどうあるべきかということ、で論議があったと思うんです。来年については確かに一日短縮するということなんですけれども、関東地区と関西地区の方向を見れば、位置づけが、関西地区は全中協の設定方針について一つの指針だという位置づけで、水産・青果については再度統一してやるべきだという形で変更になって、今年は実施されている。ところが、関東地区については片肺営業

が三日のまま今年は実施されていまずし、来年は二日のまま実施される。

この件については調整会議でも質問したんですが、全中協の設定方針については、一つの努力目標なんだと、そういう位置づけをされているということだったんです。設定方針の位置づけについて、塚本中央卸売市場長は全中協の会長になっていきますので、塚本市場長のほうから聞きたいんですが、全中協の設定方針というのはどういう位置づけ、どういう捉え方で今後ともやっていくのか、ひとつ見解を聞きたい。

この全中協の設定方針は九項目あるわけですけども、最初は九項目ではありませんでした。四項目か五項目だったと思うんです。次のときには七項目ぐらいになって、今現在は九項目になっている。何年もかけて全中協の九項目の設定方針についてはいろいろな論議を重ねて、いろいろな中央卸売市場で経験を踏まえながら今日に至っている。そういう歴史的な経緯のある設定方針なので、その方針を努力目標という形で片づけるのか、基本的な指針として堅持していくのか、捉え方、位置づけ方で方向も全然違ってくると思うんです。

今年の六月四日付の業界紙ですが、今年の六月一日に、中央市場の水産仲卸組合でつくる関東地区水産物卸組合連合会の総会があって、その総会の中で、この臨時休開市について論議があって、片肺営業については、まずい。できるだけ水産・青果を統一してやるべきだと。仮に営業日数が減少したとしても、水産・青果のカレンダーを統一して欲しいという意見が多数を占めた。そういう業界紙の報道があるんですけども、水産業界の中でもそういう声が多く出ている。

これについて言えば、水産・青果の統一については、過去二十年間に渡って行われてきたんです。ところが、三年前ですか、試行だということで片肺営業に踏み切った。近県の中央卸売市場からも、片肺飛行についてはまずいという意見が多数寄せられる中で、今年は三日なんだけれども、来年については二日という形で変わってきているんですが、そういう近県の中央卸売市場の意見も踏まえて、業者の方の意見を踏まえて、検討するところは検討する。将来的に中央卸売市場の休開市のあり方、休開市についてはどういう方向で進めるのか、その辺の部分について

ても都のほうとしては一定の方向を持って提起して欲しいんだということについては、水産についても青果についても、調整会議の中でも出されている問題なんです。

先ほど野口事業部長のほうからは、その辺の詳しい調整会議の内容も出されていませんでしたので、来年の休開市を設定するに当たって、そういう調整会議の流れ、関東地区あるいは関西地区の中央卸売市場でどういう方向で進められてきているのか、その辺も踏まえて、経過として説明していただいて、その上で審議し、決定する。そういう形でぜひ進めてほしい。まず全中協の設定方針の位置づけについて、塚本中央卸売市場長に聞きたい。

○大矢会長 羽根川委員のご意見に対して、事務局、お願いします。

○塚本市場長 では、私のほうから、私は全中協の会長も務めておりますので、設定方針、どういう考え方でというお話でしたけれども、これは努力目標と言っても、指針と言っても、あまり変わりはないのかなと思います。要するに各開設者で、こういう方向でできるだけ努力して設定をしていきましようという申し合わせでこういうのを決めております。もちろん、それぞれ開設者同士であまりばらばらですと、特に産地出荷者のほうが非常に困っておりますので、出荷者のことも考えながら、各市場なるべく統一していきましようということで、こういう申し合わせをやっております。

ただ、もう一つ、この設定方針のところにも書いておりますけれども、各市場の置かれた状況なり、あるいはその中の各業界の置かれている状況というものも十分考慮して設定しましようということにもなっております。例えば全中協の加盟の中央卸売市場の中でも、産地により近いような市場でありますと、例えば水産物部などは開場日数を非常に多くしております。それに比べて青果のほうは日数が少ないというような場所もたくさんございます。まさにそれぞれの地域に応じた、その市場の特性に応じて休業日、開場日を決めているということでございます。そういうのもございまして、統一できるところはできるだけ統一していきますし、それぞれの地域の実情なり状況に応じたものはそういうものを考慮してそれぞれで決めていくということで毎年申し合わせを確認するととも

に、それぞれの開場日、休業日についての考え方を意見交換して、できるだけ齟齬が生じないように努力しているところでございます。

以上でございます。

○羽根川委員　片肺営業については好ましいということではないですよね。できるだけ少ないほうがいいわけだから。

○野口幹事　私のほうからお答えいたします。

昨年来市場の利用のあり方検討会のほうから取りまとめをいただきまして、その中で指針が三つ出ておりまして、一つは、水産物部と青果部については、労働環境の改善を図るという観点から、長期的には休みを増やしたほうがいい。そして、あともう一つは、青果部と水産物部につきましては、経営の手法であるとか、または取引や物流の形態であるとか、産地だとか出荷者も違います。こういった多くの差異がある。そういったことから、これは異なる扱いも可能ですということも言っております。ただ、休みを増やすに当たっては、出荷者側だとか実需者側、他都市の市場に与える影響に配慮して、段階的に進めていくのが望ましいと、そういうふうになっております。従いまして、その片肺のところを全く否定しているわけではありません。

それで、総合市場としての片肺の営業のあり方のようなお話ですけれども、これが例えば極端に十日になる、二十日になる、そういった場合には事情が違ふと思えます。現状では、営業日数が今約二百七十日ありますが、そのうちの二日、三日という範囲の中で今やらせていただいているところがございます。これが、要するに総合市場としての役割、機能を果たせない、そういうふうには私はまだ捉えておりませんので、おっしゃることは理解をしているつもりでございますけれども、二日、三日の片肺の営業があるということ、それを大きく問題を取り上げて、それがいけないんだということではないと思えます。

現実、先ほど市場長のほうからお話がありましたけれども、確かに関西地区のほうは開市日は統一しております、九州地区のほうは、例えば産地機能を有しておりますが、産地機能を有しているところは出荷団体の意向が強

く反映される場合があります。また、それ以外の青果・水産の個別、単独市場だと、比較的に営業日数を自由に設定しているところがあります。そういった意味で、先ほど申し上げました全中協の全体の大枠の方針のもとに各開設者が地域の実情を捉えてやっている、そういうわけでございます。

○羽根川委員　片肺営業については、二、三日という日数であれば許容範囲だということですか。

○野口幹事　今年も一月三十日、そして二月二十日、そして三月六日、今年の場合は三日青果さんのほうが単独で休業日を設けました。実際はそれを行いましたけれども、いずれも水曜日ということなんです。水曜日というのはもとも市場の休業日というのがある程度定着してきたということもありまして、取扱量も少なくて、荷の動きも少ない。そういった中で今回実施しましたけれども、それでも買って買入れが困ったとか、混乱した、そういう話は聞いておりません。これが無数にふえるとか、そういう話は別です。そういったケースではないので、我々は現状では、問題ないというふうに捉えております。

○伊藤（裕）委員　水産卸の伊藤でございます。

今部長のほうから、今年の片肺三日間は大した問題はなかった、水曜日自身の問題のほうが多いというお話がございましたけれども、決してそんなことはございません。現実に水産だけがやって、そして、青果が休まれているということでの混乱、あるいはお客さんがあまり市場へは来ないということ、大変に困った状態にあったことは現実に事実でございます。部長は、当時、まだ着任されておりませんので、今のようなお話はございますけれども、これは私どもにとっては大変深刻な問題でございます。それだけははつきり申し上げておきたいと思っております。

ですから、私どもとしては、水産・青果が一致して休む、一致して開くということがまさに望ましい。それが市場の任務であるというふうに私どもは思っております。ただ、その中で、先ほど三つの原則というお話もございましたけれども、それらを実際に試行した中で、現実にはそういう困った現象が起きていることは事実でございます。しかし、そういう事情も全部配慮した上で、なおかつ業界それぞれのいろいろ事情もあり、それらを調整した結果、

今日、今のご提案の案になっているわけで、これではまだ片肺が二日間あるわけでございますけれども、来年度に關しては、これはやむを得ないということで、私どもは多少不服なところはありますのでございませけれども、これは了解するというところで、今年はこれで私はこの案に賛成したいと思えます。

ただし、将来にわたってこの問題は決して無視できる問題ではございませぬので、改めて来年の検討会、再来年に向けてはそのことも一つの大事な問題点として、また検討していただきたいと思えます。しかし、来年度のこの案については私は賛成でございませぬ。

○大矢会長　事務局、何かご意見ございませぬか。

○野口幹事　今伊藤委員のほうからご説明がありました。私どものほうも、業界の方々の意見を踏まえた上で今回取りまとめに至ったという経過がございませぬ。今のお話を受けとめまして対応させていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございました。そのほかに何かございませぬでしょうか。
ないようですので、この案をもって決定させていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございました。それでは、水産物部・青果部についてもこの案で決定とさせていただきます。

各部あわせまして諮問をいただきました件につきましては、全て原案のとおり答申することです。よろしゅうございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございました。

答申につきましては、後日、知事宛てに私から提出をさせていただきたいと存じます。

○大矢会長 次に、報告事項に入らせていただきますと存じます。

資料をごらんいただきと思いますが、報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○野口幹事 それでは、お手元配付の「報告事項」と記されました資料の一ページをごらんいただきと思います。中央卸売市場の最近の状況についてでございます。

まず、(1)卸売業者の取扱数量等の推移でございますが、この上段の表は、平成二十四年以前過去五年間の取扱数量、そして、金額の推移を部類別に表しております。全体の傾向といたしまして、この間、数量、金額のほうは減少してきておりますが、とりわけ平成二十三年につきましては、東日本大震災や原発事故、そういったものの影響から、各部類とも数量、金額が例年に比べ大きく落ちました。しかし、翌二十四年は、水産物部を除きまして回復傾向にございまして、数量、金額とも前年を上回る結果となっております。

次に、二ページをごらんいただきたいと思えます。市場業者の経営状況でございますが、同様に過去五年間の推移を示しております。(ア)の卸売業者につきましては、平成二十年度には、金融不況により赤字業者が急増いたしました、その翌年には一旦戻して、平成二十二年度に再び増加をしましたが、平成二十三年度は、赤字業者につきましては一者のみとなっております。

なお、近年の統廃合の状況でございますが、これは中段の表にお示ししたとおりでございます。

(イ)の仲卸業者につきましては、赤字業者の割合が年々増えておりまして、特に水産物部では顕著で、六割を超える状況にございます。このため、東京都のほうで定期的な財務検査を行うとともに、赤字業者に対しましては、公認会計士や弁護士、中小企業診断士等の相談による経営指導、相談を強化しております。また、仲卸業者の団体

等が販路拡大や新商品開発等の事業を行う場合に支援する事業も併せて実施しておりまして、経営全般の支援強化に努めているところでございます。

続いて三ページをご覧いただきたいと思えます。こちらは農水省の資料になりますが、全国の市場経由率の推移でございます。平成二十一年までの過去五年間の推移となっております。実は平成二十二年以降については、これはまだ発表されておりません。青果、水産の六割程度が卸売市場を経由しております、ここ数年は青果が下げどまり傾向、食肉がおおむね横ばい、花きが向上傾向で推移しております。

報告事項の説明は以上でございます。

○大矢会長 ありがとうございます。報告事項についてはこれで終わりますが、何かご質問がございますでしょうか。

○羽根川委員 先ほど調整会議の話をしたんですが、今日の第十七回の取引業務運営協議会の開催に当たって、今の項目ですけれども、その他の項目で二点について報告をしていただきたいということで事務局にお願いしてありました。

一つは、豊洲新市場計画の進捗状況についての報告をお願いしたい。二〇一五年末までに一応開場ということになっているわけですが、豊洲新市場の開場については、築地市場の廃場を伴って新市場ということになるので、いろいろ賛成、反対の人もいますけれども、賛成、反対ともあれ、どういう新市場になるのか、その辺は非常に大事な問題なので、当協議会で論議するという立場にないので、状況についての報告をお願いしたい。

いま一つは、T P P、環太平洋連携協定の中央卸売市場での取引業務への影響について、この辺についてもわかる範囲で報告していただきたいということで、二点の報告の要請をしてありましたが、今日の資料にもありませんでしたし、今の報告にもなかったもので、この二点について、市場長のほうでどうお考えなのか。

○大矢会長 今の二点の要望についてご意見を承りたいと思えます。

○野口幹事 まず、本会の場でご審議いただいている内容でございますけれども、市場条例の規定によりその権限に属

する事項として、業務の運営等について調査、審議をいただいている、そういうわけでございます。そういった意味で、本日も休開市、これは条例上の規定がございますので、その変更を伴う場合にはお諮りをするということになってございます。あわせて豊洲のほうの進捗の状況につきましては、こういった協議会の場もありますし、また、審議会を私どもは持っております。そういった中で皆様方に広くそういった内容について周知していく方法を検討させていただきまして、その上で考えさせていただきたいと思っております。

もう一つ、TPPにつきましては、現在国の政策として交渉等が進められておりますけれども、一つは、その方向性も定まっておりますので、それについて現在コメントもできない状況ですし、それについて資料というのはちょっと難しいと考えております。

○兵頭委員 主婦連の兵頭でございます。

二ページなんですけれども、拝見しただけでも、大変に赤字業者数も多いということなんです。これから消費税がまた上がってまいります。私ども生活者としても大変なんです。事業者の方もそういうようなものが上がることによって、売れ行きとか、我慢して買わないようにしようということに、生きるために必要なものとはかかとして、物によっては、お花や何かもそうなんです。そういうものに今年度以降ある程度影響があるのではないかと考えますが、いかがでございますか。

○野口幹事 影響はないかというところ、決してそういうことはないと思っておりますが、消費税の件も、学識経験者であるとか、そういったところで政府のほうでいろいろな聞き取りの調査をやっておりますので、その内容に触れるような感じになってまいりますので、その内容についてはコメントは控えさせていただきます。よろしく願います。

○塚本市場長 消費税のお話については、特に中央卸売市場といたしましては、転嫁の問題が一番大きな問題だと思っております。これは、卸、仲卸の皆様方はそうですし、小売の皆様方もそうだと思いますけれども、消費税が上が

りますと、その分だけきちんと転嫁をしていきませんと、中間の流通の段階で負担をするような形になってしまいますので、いかに円滑に消費税の上った分、あるいは消費税そのものの転嫁をしていけるかということで、今後もちちんとそういうものを転嫁していけるようにしていきたいと思っております。

○大矢会長　ありがとうございます。ほかに何かご意見ございますでしょうか。

ないようですので、報告事項についてはこれで終了させていただきます。

ほかに何かありましたら頂戴いたしますが、ありませんね。

それでは、協議会はこれで終了といたします。閉会の前に、塚本市場長からご挨拶を頂戴します。よろしくお願
いします。

○塚本市場長　終わりに当たりました、一言ご挨拶、お礼を申し上げさせていただきます。

東京都中央卸売市場の平成二十六年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、こうした内容で
ご決定をいただきましてまことにありがとうございます。今後は、決定をいただきました内容を市場業界の皆様や
東京都の関係機関をはじめ、全国の市場関係者、出荷者に周知を徹底することによりまして、円滑な市場運営につ
ながるように努めてまいります。

また、ご審議の中でいただきました貴重なご意見につきましても、今後、市場業務を運営する上で参考とさせて
いただきたいと思います。

本日は、まことにありがとうございます。

○大矢会長　どうもありがとうございました。

6 閉 会

○大矢会長　それでは、これをもちまして、本日の運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりましてご協力をいただきましてありがとうございます。

午後二時十五分　閉会

――了――